

令和7年白老町議会全員協議会会議録

令和7年7月25日（金曜日）

開 会 午前10時19分

閉 会 午前 0時08分

○議事日程

1. 北海道栄高等学校の移転について
 2. 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について
 3. 民間訪問診療の開設について
 4. 町立病院職員の新規採用について
-

○会議に付した事件

1. 北海道栄高等学校の移転について
 2. 白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について
 3. 民間訪問診療の開設について
 4. 町立病院職員の新規採用について
-

○出席議員（14名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 水 口 光 盛 君 | 2番 田 上 治 彦 君 |
| 3番 氏 家 裕 治 君 | 4番 長谷川 かおり 君 |
| 5番 飛 島 宣 親 君 | 6番 前 田 弘 幹 君 |
| 7番 森 山 秀 晃 君 | 8番 佐 藤 雄 大 君 |
| 9番 前 田 博 之 君 | 10番 貳 又 聖 規 君 |
| 11番 森 哲 也 君 | 12番 西 田 祐 子 君 |
| 13番 広 地 紀 彰 君 | 14番 小 西 秀 延 君 |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 大 塩 英 男 君 |
| 副 町 長 | 大 黒 克 己 君 |
| 教 育 長 | 井 内 宏 磨 君 |
| 病 院 経 営 監 | 西 科 純 君 |
| 企 画 振 興 部 長 | 三 上 裕 志 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 齊 藤 大 輔 君 |

教 育 部 長	富 川 英 孝 君
病 院 事 務 長	本 間 力 君
企 画 振 興 課 長	太 田 誠 君
福 祉 課 長	伊 藤 信 幸 君
福 祉 課 主 幹	小 川 千 秋 君
企 画 振 興 課 係 長	榎 野 誠 君
福 祉 課 主 査	小 嶋 理 紗 君
福 祉 課 主 査	土 井 桃 枝 君

○職務のため出席した事務局職

事 務 局 長	本 間 弘 樹 君
主 幹	小山内 恵 君
書 記	鈴 木 領 祐 君

◎開会の宣告

○議長（小西秀延君） ただいまより、全員協議会を開会いたします。

（午前10時19分）

○議長（小西秀延君） 本日の協議会は、北海道栄高等学校の移転について、白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について、民間訪問診療の開設について、町立病院職員の新規採用についての4件であります。初めに、北海道栄高等学校の移転についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 本会議に引き続きまして、全員協議会のお時間をいただきまして誠にありがとうございます。本日4件ということで皆さんにご説明をさせていただければと思います。

まず初めに、北海道栄高等学校の移転についてでございます。北海道栄高等学校の移転につきましては、昨年の9月に同校の運営法人であります京都市英館より移転の方針の説明があった後に、私を始めとしたしまして白老町議会から小西議長、白老町商工会から清水会長、白老観光協会から福田会長とで同法人を訪問させていただきまして、松尾理事長に対しまして移転を断念していただきたいという要望書を町内12団体の連名で提出させていただきました。その後も様々な形で協議を重ねてまいりましたが、誠に残念ながら本年6月中旬に生徒及び保護者に対し校舎移転や部活動等の運営についての文書が発出をされ、さらには同法人が運営しております北洋大学のホームページにも移転についての説明文が掲載をされ、新聞やテレビなどで報道されたところでございます。今後においては、部活動の活動拠点である体育館や室内練習場、グラウンドの活用などを通して本町において今後も生徒が活動を継続できる環境を残していただくよう要望活動を進めていく考えでございます。本日は、これまでの経過、今後のスケジュール等について私から議員の皆さんにご説明をさせていただきたいと思います。この後は着座にて説明をさせていただければと思います。

お手元に、北海道栄高等学校の移転についての資料を配らせていただきました。資料の1番目、移転の背景については、今私からお話をさせていただきましたので、2番目のこれまでの経過、本年に入ってから経過についてご説明をさせていただければと思います。本年令和7年に入ってから経過でございますけれども、先ほどお話をさせていただいたとおり、北洋大学のホームページにおいて来年の4月に北海道栄高等学校校の移転について掲載をされました。この掲載を受けて、学校側から町に対して正式な説明がなかったことから、北海道栄高等学校、木村校長にご連絡をさせていただいて、町に対して説明をいただけないかとお願いをさせていただきまして、資料にありますとおり6月30日に木村校長に白老町役場にお越しをいただきまして移転の内容について説明を受けたところでございます。その中で、来年4月の校舎移転と合わせて寮についても移転予定であること、部活動の活動場所として一部本町所在の施設を活用する予定であることなどのお話を聞きましたが、詳細については今後学校運営京都市英化本部といろいろ詳細な詰めをして決定をしていくことで木村校長からご報告をいただいたところでございます。

続きまして、今後のスケジュールでございます。先ほども申しましたとおり、部活動の活動拠点であります体育館や室内練習場、グラウンドの活用などを通して、本町において今後も生徒が活動をできる環境を残

していただけるよう来月の初旬に私が京都市育英館本部に伺って要望をさせていただく考えでございます。今後のスケジュール等や詳細については、育英館本部で決定をするという木村校長のお話もございましたので、本部にお伺いをして松尾理事長に直接的に今後のスケジュールですとか詳細について説明を受けていきたいなと考えております。いずれにしましても町といたしましては、今後も継続的にこの京都市育英館北海道栄高等学校との関係性を継続するべく、強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、昭和39年に北海道日本大学高等学校と設置されて以来、北海道桜丘高校、北海道栄高等学校と運営の移管こそありましたけれども、60年間の長きにわたり本町における子供たちの大事な教育の場でありましたので、引き続き本町との関係性を継続していただけるよう強く働きかけをしてまいりたいと考えているところでございます。私からの説明は以上でございます。

○議長（小西秀延君） ただいま説明がありましたが、この件についてご意見、ご質問のある方はどうぞ。

2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 2番、田上です。北海道栄高等学校の移転についてなのですが、資料の中に2番これまでの経過で、令和6年10月17日の理事長回答の中に、理事長が回答されたときに、それこそ全員協議会で対応を考えるべきではなかったのかと思うのです。実際この状況で見ると、まるで事後処理報告でとられてしまう気がするのです。議会を通していない状況だと思われるので、これは実際のところ内容が公設公営でという確かに難しい内容だったと思います。公設公営の内容については、私たちこの議員には何ら説明がなかったように思うのです。実際のところ、議会を通さず議会の一部でも話を通したもののなのか、それとも町長自身の独断の判断によるものだったのかなのです。苦小牧に移転が決まった話になってから、残ってほしいといろいろと言っている感じがしますが、本当に事前になぜ残す方策、協議できなかったのか伺います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 私の独断で決定をしたというご質問があったのですが、それはどういう私の決断だという意味合いかわかってもらっていいですか。

○議長（小西秀延君） 2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 分かりました。10月17日の中です。この中で、私たちの中では結果として、公設公営でと理事長の回答がありましたという答えが町長から話がありましたが、私たち議会に対して何か説明がなかった感じがするのですよ。町長が実際に独断で判断して今のこの状況にまでなったのかと疑問が出たのです。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 10月17日に私、議長そして清水会長、福田会長4人で、12団体の要望書で提出をさせていただきました。松尾理事長から白老町としての強い思い、栄高等学校、京都市育英館に白老町に残ってほしいという気持ちは理解したよというご発言がありました。その中で、町が要するに栄高等学校、京都市育英館に残ってほしいという強い思いであれば、公設で学校の建物を建てて、中に京都市育英館が入って、学校運営をすることはできるのだよというご発言が理事長からありました。田上議員からお話があったように、町で学校建設するという形は現実的な問題としては不可能だろうということと、町が公設の建物を建てることは、今日はあえて場所は具体的には言いませんけれども、町有地を活用するという形になると、ここにも書

いているとおり、早急に返答をくださいということだったものですから、それは私の独断と言われればそうなのかもしれないですけど、町のことを考えたときに、分かりました、町有地を活用して町が建物を建ててという答えは正直なところお話はすぐに独断とか私の考えとしてはなかったと思います。ただ1つ、今議長がいらっしゃいますので、議長がどうのこうのということではないのですけれども、もちろん同席は議長もしていただきましたし、商工会の会長もしていただきましたし、観光協会の会長も同席していただいて同じ内容を聞いていただいておりますので、その部分については一定限町内の松尾理事長のお考えはご理解いただけたかなと私は考えております。

○議長（小西秀延君） 2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 分かりました。議会ということは、議員とするならば町長と議長とはお話をされたことでいいのですか。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） もちろん議長にもご同席いただきましたので、この内容は議長もお聞きしていただいていると思っております。先ほども言いましたとおり、ここの決断は期間がない中で町有地の活用であったり、多額の建設費であったりということで、町としての判断としては現実的ではないとさせていただいたところでございます。

○議長（小西秀延君） 2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 分かりました。町長と議長と話していたことで受け取っていいですね。これは、町長と議長が話をしている私たち議員の中では話、急いでいたこともあると思います。実際これは議会を通す話ではなかったかと言えば語弊があるかもしれませんが、実際にはこういうふうに出た時点で私たちが議員に話をしておしかなかったわけですね。急いでいたと思います。実際のところ町長と議長で、できれば私たちが会派とか、そういう中ではお話ししておしかなかったと思うのですけどいかがでしょう。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 先ほど申したとおり、時間の制約もありましたけれども、田上議員のご指摘のとおり、時間がなかったことの言い訳になってしまうかもしれないですけども、その部分については私自身反省すべきという認識で今いるところでございます。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

6番、前田弘幹議員。

○6番（前田弘幹君） 6番、前田です。これまでの経過はさておいて、最後の今後のスケジュールで早期に部活動を中心とした活動を白老でと要望に行かれると書いていますけど、2番の10月28日の育英館に出した支援策、金額の書いているところで、11月にそれは辞退することで返答が来ているとは書いていますけど、最初の頃に学校の校舎の修繕だとか云々あったと思うのですけど、部活をやることについてグラウンドを整備してくれとか何を整備してくれともし話が来たときに、今まで支援策で辞退はされているけども、また新たな支援策として何かしらものと考えてこの要望に行くのか、全くお金の部分はまた別問題だよと行くのか、そこだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 様々に、今後育英館との関係性で、もしかすると今後関係性を継続するためにどのぐらいの支援がしていただけますかですか、もちろん想定としてはあるかなと考えております。私としては、栄高等学校の子供たちが町から姿を消すことで町民の皆さんも高校生見て元気もらうというお話ですか、もちろん大きな大きな経済的な損失はありますので、その辺を中心に考えていかなければならないなと思っています。ですから、1つ自分が思っていたのは、まず寮、生活の場を白老町の場合として残してもらえないかなあと思っておりました。8月の上旬に育英館にお伺いしたときに、松尾理事長に対してはこの辺の部分についてももう1回聞いてみたいなと思っております。仮に、生活の場が白老に残ることであれば、苫小牧から白老町へのバスを動かす、再度こういう支援ができないかだとか、これはもちろんいろいろお聞きして、どういうお考えがあるか、もちろん町の考えを整理しなければなりませんけれども、そういった支援策は前田議員ご指摘のとおり、もちろん残っていただく形が現実的にあればしっかりと支援をしていきたいなと考えております。

○議長（小西秀延君） 6番、前田弘幹議員。

○6番（前田弘幹君） 6番、前田です。今、2度目で私今聞こうと思ったバスの問題。部活で来るのと、こちらに住んでという部分で行くのと、父兄の方も皆さん言っているのですが、錦岡駅はなかなか学校から距離があり過ぎて、そこをどうにかしてくれというのが第1の問題だったと思うのですが、今白老町に生活の場という寮を残していく、戻ってくる、住んでないけど部活に行くとなったときに、当然その交通、バスの問題が出てくると思うのですが、町民感情としてそこを問題とするのだったら、まず町民のバスの問題何とかしてくれという話も出てくると思うのです。それも合わせて1つのカードとして交通の問題はあると思うのですが、それをもしかカードとして持っていくのだったら、事前に町民への公共交通の話もしてから言っていたかかないと、こちらはないがしろにするのかと思われて問題になると思うので、担当課とそこも打合せしながら、これも時間のない問題ですけど、ぜひ検討していただきたいと思って質問を終わります。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 前田議員ご指摘のとおり、もちろんこの高い高い町民の皆さんの足への要望はもちろん私も認識しておりますので、そこはもうバランス感、認識してございます。今回育英館にお伺いして、すぐに足への支援ではなくて、まず状況を確認して、そして町としてすべきこと、何ができるかということで町のもちろん利益、そこを前提にはなってくるかなと思いますけれども、できることをお聞きして検討してまいりたいなと思っております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

5番、飛島宣親議員。

○5番（飛島宣親君） 5番、飛島です。栄高等学校の移転について、いろんな方が関わっていると思うのですが、その影響、何か経済的とか納入とか下請とか、いろんな方々が影響を受けると思うのですが、その辺の補填とか補充は町で考えているのか伺います。

○議長（小西秀延君） 三上企画振興部長。

○企画振興部長（三上裕志君） 飛島議員が言われたように、昨年、商工会で行ったアンケートの結果からも影響があるよといった事業者さんが多く見受けられます。中には300万円以上といった大きな影響額も

ある事業者さんもいらっしゃいますので、そこら辺に対する支援策はいち早く商工会さんがアンケート調査を行っていただいておりますので、今後商工会とはどういったことができるか検討してまいりたいなと思っております。

○議長（小西秀延君） 5番、飛島宣親議員。

○5番（飛島宣親君） 本当に重大な、関わっている方は大変な損失があると思うので、その辺町も本当に真剣に考えていただければと思います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） そういった観点からも、栄高等学校の子供たち、高校生の皆さんがで白老町の中で生活することが関係する皆さん方の経済的な損失を減少させる部分にもなりますので、その部分については8月の中旬に行った際にもしっかりとお話をさせていただければなと思っております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって、北海道栄高等学校の移転についての協議を終了いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、白老町認知症と共に生きる希望条例の制定についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 続きまして、白老町認知症と共に生きる希望条例の制定についてご説明をさせていただければと思います。皆さんご承知のとおり、白老町は高齢化率が47%を超え、間もなく町民の皆さんの2人に1人が高齢者となる、全国的にも高齢化が進んだ地域でございます。このような現状において、誰もが安心して年を重ね、認知症になっても自分らしく尊厳を持って暮らせるまちづくりは喫緊の課題であり、白老町の持続可能な未来を築くうえで必要不可欠な取組であると認識をしております。一昨年6月には、国において認知症基本法が制定をされまして昨年1月より施行されました。この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を目的としておりまして、私たち地方公共団体もその趣旨に則り、地域の実情に応じた施策を推進する義務、責務を負っているところでございます。白老町では、この国の動きと連動いたしまして、本年秋に白老町認知症と共に生きる希望条例の制定を目指しております。この条例には、認知症になってもその人らしい生活を諦めないという私たちの強い願いと決意が込められております。これまでの間、外部有識者らによる検討会議の開催や先進地視察、認知症の当事者の方々のご意見も直接お伺いをしながら条例の基本理念や町、町民、事業者、関係機関それぞれの役割、そして具体的な施策の方向性を検討してまいりました。本年5月3日に認知症に関するフォーラムを開催させていただきました。実は、ゴールデンウィーク中だったものですから社会福祉協議会さんが主催者だったのですけれども、町としてもどのぐらいの人が来てくれるかなと思っていたのですけれども、300人を超える町民の皆さんにお越しをいただいて認知症に関する思いというか関心の高さを改めて私も感じたところ

でございます。このような中で、本日の全員協議会においては、これらの検討経過と条例案の概要について担当よりご説明をさせていただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（小西秀延君） 齊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（齊藤大輔君） 初めに、本日ご説明する資料でございます。資料1につきましては、白老町認知症と共に生きる希望条例の制定について、資料2が逐条解説案、資料3が今後のスケジュールとなっております。これに沿って順次説明させていただきます。

○議長（小西秀延君） 伊藤福祉課長。

○福祉課長（伊藤信幸君） それでは、私からご説明をさせていただきます。先ほど町長からもご挨拶にありましたとおり、本町では高齢化率が47%を超えております。間もなく町民の2人に1人が高齢者という時代を迎えまして、国の推計におきましても高齢者の5人に1人が認知症とされ、本町でもこれから認知症の発症リスクを持つ方が今増えていく見通しとなっております。

資料1の上段をご覧くださいと思いますが、このような状況の中で国においては、認知症基本法が令和6年1月1日から施行されております。この法律ですが、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を目的としております。白老町の認知症条例はこの国の理念を具体化し、地域に合わせた施策を展開するための基本理念また責任と役割、施策の方向性を明らかにするものでございます。今回制定を目指す条例のタイトルでございますが、仮称とさせていただいておりますが、白老町認知症と共に生きる希望条例といたしました。認知症になっても自分らしく生活し共に生きることを諦めないという希望のメッセージを強調したものでございます。

次に資料2の1ページ目を御覧ください。条例の逐条解説の案でございます。1ページ、前文に記載されておりますが、白老町の現状と条例にかける思い、また目指す共生社会の姿を示したものでございます。

2ページでは、第1条、目的としております。認知症基本法の趣旨に則って認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを目指すことを明確にしております。

3ページ、第2条の定義では、主要な要望を明確にしております。

4ページの第3条、基本理念では、一人一人の意思が尊重され自分らしく暮らせるまち、また正しい知識と理解に基づき安心して暮らせる地域共生社会、自らの意思で能力を生かし社会参加できる環境の3つを掲げ、これらに基づきまして認知症施策を推進してまいりたいと考えております。

5ページから10ページには、町また認知症の人と家族、町民、事業者、町内会等関係機関のそれぞれの責任と役割を明記させていただきました。それぞれが連携協力して施策を進めることを定めてございます。

11ページ、第10条、施策の策定及び推進におきましては、町民の理解増進またバリアフリー化、社会参加機会の確保など、10項目の具体的な施策の方向性を掲げまして、町として総合的かつ計画的に実施していく考えでございます。

次に資料3を御覧いただきたいと思います。これまでの経過といたしまして、昨年10月の認知症施策推進会議を皮切りといたしまして、昨年12月と今年5月には認知症フォーラムを開催させていただき、認知症当事者の方々にもご参加をいただきました。本年1月には、専門部会を設置しまして、当事者また御家族のご意見を伺ってまいりました。2月には、宮城県仙台市と岩手県矢巾町へ先進地視察も行っております。こ

のたび、認知症条例の骨子ができ上がったことから、認知症施策推進会議等での検討を踏まえまして本日、議員の皆様にご説明をさせていただくことになりました。このあと8月中に認知症条例案のパブリックコメントを実施し、9月には再度認知症施策推進会議を開催したのちに9月会議に条例案を提出してまいりたいと考えてございます。

資料に戻りまして、資料1の右下に触れさせていただきましたが、本条例の施策の推進に当たりましては、現行の第9期介護保険事業計画、キラ☆おい21におきまして、既に認知症高齢者への支援体制の充実が図られております。まずは、この計画に基づきまして施策を進め、令和8年度策定予定としております第10期計画の中において認知症施策の推進計画を加えて整理をしまして、条例と介護保険事業計画が一体的に推進される形を進めてまいりたいと思います。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） ただいま説明がありましたが、この件についてご意見、ご質問等ある方はどうぞ。10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君） 1つ質問なのですが、この条例制定、これはとても素晴らしいものだと私思うのです。この逐条解説等も今読ませていただいておりますけれども、お聞きしたいのは、認知症になってからという条例だと私認識しているのですが、それは地域の方々が認知症になった方々の理解等もしながら皆が共生社会に向けてということだと思っておりますが、もう1つ大事なことは認知症になる前の予防です。その中でいくと、町内のステークホルダー事業者の皆さん、団体、そちらとの予防対策ももちろん重要になってくると思うのです。産業厚生常任委員会ではふまねっとさんとの懇談会だとかしておりますけれども、そういった皆様との連携強化、これももっとも必要になってくるのかなと感じるものです。今回の白老町認知症と共に生きる希望条例の制定とは相乗を生む取組として予防対策、その辺りの強化策はどのような考えで動いているのかをお伺いいたします。

○議長（小西秀延君） 伊藤福祉課長。

○福祉課（伊藤信幸君） ただいまの貳又議員のご質問の中で、認知症予防についての取組の強化というご質問でございましたが、今回の条例制定の中で、まず認知症は誰にでも起こり得るものだと、そうなったとしてもみんなで共に生きていこうという機運を高めていく条例ではございますけれども、この取組の中に今回の第10条の中でも施策の策定推進に当たっての方向性をお示しさせていただいた中に、認知症への備えなどの部分も掲げさせていただいております。この取組の内容の考え方としましては、認知症になったあととなる前の認知症予防、そこへの備えをどうしていくかに考えを持っておりますので、現状の介護予防の様々なサロンですとか、町内の関係機関と連携をしながら介護予防サロンまた認知症カフェ等の取組を進めておりますので、この辺の取組をさらに町民の皆様が通いやすい場所をしっかりと設定をしながら気軽にそういった場に集まれるような連携をこれから考えていきたいなと思ってございます。

○議長（小西秀延君） 10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君） 大事だと思うことは、条例を制定する意義です。その部分は町民の皆さんがそういう本町における多文化共生、そういった中でのこの認知症条例の位置づけをしっかりと理解するのは1つ大きいことだと思いますけれども、本町は財源なかなか足りないですから、条例制定することによって、国に対して予防対策として何らかの補助金や助成金を引っ張れるんだとか、そういった強みに変えていかなければならない部分も1つあるだろうと思いますので、そこは今回踏み込みませんけれども、ただ条例を

つくって啓発的なことをやるのだというところだけにとどめるのではなくて、どのように見える形で実際に認知症になられる方々の予防対策につながっているか、しっかりとエビデンスも必要だと思っております。これに対しては、特にご意見を求めるものではありませんが、一言何かそれに対するご意見等を考えあればお聞かせ願います。もう一つ、高齢者福祉等介護を取り巻く本町の職員のマンパワーの部分の考えると、なかなか人が不足しているのではないかなと思うのです。この条例を制定したならば、人員確保の部分は非常に大切になってくるのかなと思うのです。そういった部分で今、高齢者介護関係に携わるスタッフの充足の捉え方、不足しているのかそれとも足りているのか、それともこの条例制定を踏まえる中でいくと、もっともっと増やさなければならぬのかという理事者のお考えだけをお伺いさせてください。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 2点ございました。まず、この認知症条例につきましては、北海道で初めてという形で冒頭お話をさせていただいたとおり、本町の現状としては高齢化率が47%で北海道内でも高い位置にすることで、高齢者施策含めて先駆的にリーダーとしてやっていかなければならないと思っています。その裏返しとして、この認知症条例も北海道初で制定をさせていただきたいと考えております。貳又議員から、国の働きかけはお話がございました。いかにこの条例を生きた条例にしていくかが、どの条例もそうなのですけども必要なことで、そして先駆的にやっていかなければならないというお話をさせていただきましたので、これは国の働き方も含めて高齢者施策等々も含めてしっかりと白老町として国に働きかけをしていきたいと考えております。それともう一点、マンパワーのお話ございました。ご承知のとおり、この介護分野で充足は全くしていません。もう本当に不足しています。先日も介護医療の連携ということで会議を町の主催でやらせていただいて、その中で事業者の皆さんがお集まりになって、様々に今後白老町の医療と介護の連携をどうしていったらいいか、本当に多くの方々に集まっていたいて町の方向性についていろいろ議論していただきました。私も冒頭だけだったのですが参加をさせていただいて、本当にこの方々がうちの町の医療介護を支えていただいているのだなと底力を感じたところでございます。そういった中では、町としても昨年はタウンミーティングもやらせていただきましたけれども、しっかりと事業者さんの皆さんの声を聞いて町として何をすべきかしっかりと取組として考えてまいります。

○議長（小西秀延君） 10番、貳又聖規議員。

○10番（貳又聖規君） 最後の質問といたします。今、町長から答弁ありました。北海道で初、それにふさわしい取組を白老町としていかなければならないということです。そのためには職員です。この政策づくりをしていく職員が充足していない中で、北海道初のこの条例を取り入れながら、いろんな先駆的な取組をするということです。はっきり言うと職員倒れてしまいます。倒れてしまったら元も子もないのですよ。ですから、私は思うのです。北海道で初のこの条例制定をするのであれば、それなりの組織体制をしっかりと整える、これをなくしていい取組なんて実現できないと思います。これに対しては、特にこれ深掘りして討論することはないので、まず私の思いとしてお伝えさせていただきます。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 私の受け止め方が貳又議員とずれていた部分があって、私は事業所、民の職員の皆さんのお話させていただきましたけども、議員は町職員ということでまさしくそのとおりだと思います。町職員についても本当福祉分野の職員が充足しているかというところではないと私も認識しております。さ

らには、北海道で初の条例をいかに実効性のあるものにしていくかになると、職員の負担感も出てくると思いますので、そこはしっかりとした運用ができるように私も考えてまいりたいと思っております。

○議長（小西秀延君） 3番、氏家裕治議員。

○3番（氏家裕治君） 3番、氏家です。この時期に、この条例が北海道白老町から初の条例提案ができたことは、私すごいことだなと思うのです。なぜかという、この過程の中で10数年前から、同僚議員からも話ありましたが、予防対策についてずっと取り組んできた。最初は、町が主体的になってやって、今各施設で脳の健康教室等々、カフェもそうです、取組をされてきた。そういった過程があって、この条例ができたことについてはすごく評価するものでありますし、これが何でもそうです、あそこの町でこんな条例つくったからうちもつくらなければいけないとかではなくて、その過程が大事なのです。過程をしっかり踏んだ中で条例ができることは、私は素晴らしいことだなと、それがほかの町にも普及していってほしいことがまず第1点ありますけども、この考え方だけ今後どうしていくか。今までの過程を踏まえた条例の意義をどう捉えているかだけ聞いておきたいと思います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 氏家議員ご指摘のとおり、本当にそのとおりでして、これはもちろん町もそうなのですけれども、認知症条例を策定していく上には社協の皆さんであったり家族の会の皆さんであったり関係する皆さんの思いが込められた条例だと認識しております。先ほどの貳又議員のお話ではないですけれども、ただ条例をつくったことではなくて、これをいかに生きた条例にしていって運用していくか、ここにある意味スタートラインだと思っておりますので、ただ北海道で初めてできた条例ではなくて、この施策も含めて白老町としてはほかの町をリードする先駆的な取組が必要だと思っておりますので、これまで以上に各団体の皆様方のご理解とご協力もいただかないと進んでいけないと思っておりますので、これまで以上に皆様のご支援をいただきながら、条例を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 12番、西田です。2点ほどお伺いしたいのですが、1つは第8条の町内会等の役割とあるのですが、昨年も確か1年ぐらい前、うちの町内会の方が認知症があったのかどうかよく分からないのですが行方不明になりまして、結局亡くなった事例がありました。そのとき、担当課の高齢者介護課の方、保健師さん方、一生懸命頑張って探していただいたのですが、もちろん消防もお願いして随分探していただきましたけれども、結局は町内会にその情報何も入っていなかったのです。その方が認知症ではないかという情報。民生委員の方にもそういう情報がなかったみたいなのです。ですから、このところで町内会等の役割ときちんと明確にするのであれば、この辺の情報共有をどのように今後考えられているのが1つです。2つ目は、町内でも何回も認知症の映画を放映されてやっていますし、テレビでも認知症は3人に1人になる可能性があるよと放送はしてはいるのですが、町民の中とか人間の心の中に認知症になったら恥ずかしくて周りの人に知られたくないという家族の方々の思いがすごく強いと思うのです。そういうところを、認知症条例をつくることによってそうではないよと。恥ずかしいことではないよと地域みんなで守っていくのだよという思いのこもった条例にしていくPRや情報発信をしていただかないと結局周りの人方も情報がないと、この人正気なのか認知症にかかっているのかよく

分らない状況であれば、結局この条例が形だけのものになってしまったらもったいないので、その辺のお考え2つお伺いします。

○議長（小西秀延君） 伊藤福祉課長。

○福祉課長（伊藤信幸君） これまでの町内会との関わりの中で、様々な高齢者の今の状況をなかなか情報伝達が伝わらなかったというご意見だったかなと思います。今回の条例制定することによって、こういう町内会等の役割を明記させていただきまして、我々としまでもこれからさらに認知症の方が増えていく中で、特に1番高齢者の方が身近なところで考えていきますと、町内会の皆さんですとか地域を見てくださる民生委員の皆様にも今まで以上に目配りをしていただきたい思いもございますので、そういう中では最後に議員がおっしゃられたように、認知症になったら恥ずかしいという考えではなくて、新しい認知症に対する考え方、町としてもしっかりと情報発信をしていくことと、あとは町内会の皆さんを含めまして周りのみんなで支えていこうという中で、情報共有の在り方は個人情報の兼ね合いもありますけども、そこはみんなで支えられる情報連携の在り方もしっかりとこれから考えていきたいと思っております。この条例制定ができたことで、行政のみならず町内の皆さん、関係企業団体も含めて認知症のことを正しく理解してみんなで支えていこうという機運の高まりを町としても期待するところですし、行政がしっかりとリーダーシップをとっていかねばならないと考えておりますので、これから頑張ってまいりたいと思います。

○議長（小西秀延君） 12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 今の体制の中で、情報伝達できる組織をきちんとつくるべきだと思うのです。先ほど貳又議員も言っていましたけども、役場の職員だけでは力が足りないから町内会も協力してくださいよというのであれば、やはりそのところをきちんと組織立てできる形にして取り込んでいく形にしなければ、申し訳ないですけど町内会長やっていますけれど、こんなの簡単に持って来られても本当に困るのです。じゃあ町内会長だけでその人を見るのか、いや町内会の役員さんはどこまでこの情報を伝えていいのか、そういうところまで悩んでくるわけです。ですから、組織立てをきちんと考えてほしいということなのです。それがなければ、町内会長と民生委員の2人だけの情報になってしまったら、町内会全体での見守りにはならないわけですから、そういう組織をきちんとつくってほしいという意味で質問しました。

○議長（小西秀延君） 伊藤福祉課長。

○福祉課長（伊藤信幸君） 行政と地域の皆さんと共に認知症の方々を支えていくような連携の在り方また情報共有の在り方、その体制づくりのところ、今の意見をいただきましたので、しっかり体制組めることで考えてまいりたいと思います。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

2番、田上治彦議員。

○2番（田上治彦君） 2番、田上です。1点お伺いします。この内容を見ると、必ず高齢化率という形で出てきます。高齢者イコール認知症という形ではなくて、最近では若年性認知症というものもあるかと思えます。若年性認知症の方にも対応されることでしょうか。

○議長（小西秀延君） 伊藤福祉課長。

○福祉課長（伊藤信幸君） 認知症も議員がおっしゃられたように、若年性認知症も当然認知症として増えている傾向もございます。今回の認知症条例の考え方につきましては、特に年齢の分け隔てはなく、認知

症に対するきちんと正しい理解を持っていただくという考えでございますので、若年性認知症また軽度認知症の疑いの方も含めて、そういう取組を進めていく大きな柱になってくる捉えでございます。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

4番、長谷川かおり議員。

○4番（長谷川かおり君） 4番、長谷川です。様々に議員の方々からいろんな意見がありまして、予防があつてこれから認知症になつてもというところ、それが今回、今までは認知症になつたら何もできないのではないかといろんな施策が打ち出され見守ってあげよう、手を出してあげようという考えでしたけども、認知症になつてもできることはあるのだ、そういうところを地域の方々で見守っていこうとか、それがメインでこの条例の制定だと私は捉えております。そういう中で、オレンジランプの映画を見に行ったときに、私の周りの方もみんな高齢の方で自分たちも認知症になつたらこうやって支えてもらえるのかなど。そんな前に自分たちは何ができるのかなという声も聞こえておりました。認知症条例が制定されたことで、2人に1人は65歳以上という白老町におきまして、私もいつどうなのかなという不安もあります。そういう方々も、支える側になり、いつか自分も認知症になつても何かできることがあるかなとすごく大事だと思いますので、町と町民の方々と本当にしっかりと条例の制定ができたからには周知をして情報共有しながら支えていただく形になればと思うのですけども、そこら辺の考え、これから具体的にどのように条例の周知を進めていくか1点だけ聞きたいと思います。

○議長（小西秀延君） 伊藤福祉課長。

○福祉課長（伊藤信幸君） 私も、5月の認知症フォーラムの中で丹野智文さんがお話しされていたことが非常に今も心に残ってしまつて、認知症になつたら今までまだ本人はできるのに、その行動を奪い取られてしまうところで、丹野さん御自身は本当にできること、今できることをどうにかいろんな工夫をしながらやっている。それで仙台からお1人で白老に來られて講演をされてきました。そういう行動を實際目の当たりにしまして、町としても認知症になつてもできることをみんなで伝えていく環境が必要だと思っておりますし、そういったことを1人でも多くの方、町民の皆さんに理解してもらうには地道に今行なっている認知症サポーター養成講座をもっと幅広く開催をしていく形で、1人でも多くこのサポーターになつていただく中で認知症の正しい理解者を増やしていきたいと思っておりますので、まずは地道に足で稼いでいくことを進めてまいりたいと思っております。

○議長（小西秀延君） 4番、長谷川かおり議員。

○4番（長谷川かおり君） 認知症サポーター養成講座を充実というところで、町民の方も相談の窓口、今実際に包括の方がすごく大変な中で動き回っておりますけれども、気軽に町民がこの方どうなのだろう、大丈夫かなと相談ができる窓口ももっともっと周知が必要かなと思うのですが、考え方をお聞きします。

○議長（小西秀延君） 小川福祉課主幹。

○福祉課主幹（小川千秋君） 認知症の相談窓口についてですが、今は包括支援センターだけが認知症の相談窓口みたいな形にはなっておりますけれども、そうではなくて誰もが気軽に來られるような相談窓口を増やしていくことを検討していきたいと思っております。ただ、歩ける方が皆さんたくさんというわけではない町なので、どうやって相談しやすい環境をつくるか、また私たちが伺って相談をするとかも含めて、さらに相談できる環境整備をこれからも考えていきたいと思っております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって、白老町認知症とともに生きる希望条例の制定についての協議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、民間訪問診療の開設についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） それでは、3つ目の案件でございます。民間訪問診療の開設についてでございます。これまで町民の皆様、議会の皆様から在宅医療の充実について強いご要望が寄せられていたところではございますが、町といたしましても長年の懸案事項でもありました訪問診療について、このたび札幌市に拠点を置きます逢縁クリニック様が本町において訪問診療していただく運びになったところでございます。本年7月より池田慎一郎医師を逢縁クリニック白老院長としてお迎えをし、訪問診療が開始をされる運びとなりました。これまでの経緯といたしましては、かねてより札幌市内で在宅訪問診療の実績を数多く積んでこられた池田医師と本年4月以降本町がお会いする機会をいただくことに始まります。私自身も直接池田医師とお会いさせていただきまして、訪問診療にかける池田医師の熱意と経験に感銘を受けたところでございます。この間、町立病院を初めといたしまして、町内のケアマネジャーや医療介護関係者が逢縁クリニックさんと意見交換を重ね、緊密な連携体制の構築についても協議を重ねてまいったところでございます。

今後におきまして、逢縁クリニック様はいきいき4・6内にサテライト拠点を設置する予定でございます。これにより地域包括支援センターや訪問看護ステーション、ケアマネジャーとの多職種の連携が強化をされまして医療から介護、生活支援まで切れ目のない一貫としたサポート提供についても大きく期待されるものではないかなと思っております。この後については、担当から詳細についてご説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 伊藤福祉課長。

○福祉課長（伊藤信幸君） それでは、私から資料に沿いましてご説明をさせていただきます。資料を御覧いただきたいと思います。このたび、白老町内に開設されますのは、札幌市に拠点を置く逢縁クリニック様による訪問診療所でございます。本年7月より池田慎一郎医師を白老院長としまして週3日、火曜日、水曜日、木曜日の訪問診療が開始したところでございます。診療対象地域は白老町内全域、診療科目は総合内科、脳神経外科、皮膚科など幅広い疾患に対応可能となっております。これによりまして、通院が困難な方々も住み慣れたご自宅で安心して医療が受けられるようになります。逢縁クリニック様でございますが、当面札幌からの通いとオンコールの対応となりますが、今後いきいき4・6内にサテライト拠点を設置する予定となっております。今、町長からお話がありましたとおり、これによりまして地域包括支援センター

をはじめとしまして既存の訪問看護ステーション、また町内のケアマネジャー等の介護事業者を含めまして、保健福祉に関わる多職種との物理的、心理的な距離が縮まってまいります。情報共有がスムーズになりまして、医療から介護また生活支援まで切れ目のない一貫したサポートを提供できる、まさしく地域包括ケアシステムの深化、強化につながるものと期待するところでございます。これまで白老町立病院をはじめとしまして、関係機関におきまして逢縁クリニック様と協議や意見交換を重ねてまいったところでございます。特に、町立病院との連携につきましては、在宅患者の急変時における救急対応また入退院支援、在宅診療で困難な検査の受入れ支援など緊密な連携体制を構築することで合意形成に至っているところでございます。これによりまして、町立病院は急性期、回復期、医療に注力すると共に、訪問診療所が在宅医療を担うといった医療機能の分化と連携が図られまして、現在、国で検討されております外来と在宅医療、介護との連携を重視しました新たな地域医療構想の具現化にも大きく貢献するものと考えております。本町といったしましても、この新たな訪問診療所が町民の皆様幅広く利用をされまして、白老町の在宅医療がさらに充実するように積極的に連携をしてまいりたいと考えております。つきましては、医療介護関係者または民生委員を初めとする多くの皆様はこの訪問診療への理解を深めていただくために8月5日月曜日でございますが午後6時からいきいき4・6におきまして池田慎一郎医師をお招きした訪問診療の講演会を開催する運びとなっております。訪問診療の具体的な内容また利用方法などについても直接お話をいただける機会があります。議員の皆様にもぜひご参加いただければと存じております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） ただいま説明がありましたが、この件についてご意見、ご質問のある方はどうぞ。13番、広地紀彰議員。

○13番（広地紀彰君） 各種連携の中で、このような町内の高齢化率が進む中において、様々な機関や人たちとの連携の中でこういった事業が進められることに大変感銘を受けております。これまでの準備に至ったその努力に対して深く敬意を表しますと共に、私ども議員の1人として賛同していきたいと思っておりますが、こういった取組が町民の人たちにあまねく周知されることがこの事業のさらなる効果的な成果をもたらすであろうと考えておりまして、広報や周知の関係についても町側の連携、様々な形で町民に対してのPR活動の努力も必要になってくるのではないかなと考えますが、この点のみ伺います。

○議長（小西秀延君） 伊藤福祉課長。

○福祉課長（伊藤信幸君） 議員がおっしゃられるとおり、訪問診療のハードル、特に町民の皆様もなかなか馴染みがないところだと思います。我々もこういう機会をいただきまして、広く町民の皆様に利用していただきたいと思っております。介護認定を受けている方であれば、それぞれにケアマネジャーがついて在宅サービスを提供させていただいておりますが、その中にご自宅で先生が訪問していただき、診療が受けられる環境が今回できることは非常に町民にとって素晴らしいことだと思っておりますので、まずは医療介護関係者ですとか特に普段から高齢者に関わりのある皆さんも含めて広く訪問診療を知っていただきたいと先ほどご説明をさせていただいたとおり、これから医療講演会も予定されておりますし、様々な広報展開を行政としても積極的に進めていきたいと思っております。あくまでも、民間の診療所となっておりますけども、町にとっては非常に懸案課題だということで、先ほど町長もお話ありましたとおり、この機会をしっかりと町民の皆様にも正しい理解、普及、促進に図ってまいりたいと思います。

○議長（小西秀延君） 3番、氏家裕治議員。

○3番（氏家裕治君） 3番、氏家です。1点だけお伺いしたいのですけども、町立病院との連携なのです。町立病院との連携、在宅患者の急変時における救急対応もあります。そんなもの当たり前だと言われたらあれなのですけども、その連携するということは訪問診療をされる池田ドクターと町立病院との間で、こういう方を今訪問診療しています。今までの診療過程はこうですよというデータの共有は、病院側ではされることになるのでしょうか。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 急変時の対応ということで、救急の対応についてはそこまでの対応、受診歴があった場合については、当院のカルテ情報の中で対応していくことになります。これが、町内で訪問診療、クリニックが展開することと、他の病院等の中で当院に患者として入ってくる場合、これはあくまで診療情報提供という形で取り扱っていくものですから、今後まだまだこういった形で連携の具体になってくるかケースがあると思うのですが、基本的には急変時に患者さんがオンコール入って、クリニックではなかなかその対応できない。それで、救急要請を行って当院で救急対応、患者を受け入れる流れで、その患者さんの状況に対応していくことが今言えるレベルぐらいかなと思います。

○議長（小西秀延君） 3番、氏家祐治議員。

○3番（氏家裕治君） 3番、氏家です。こういった体制をとるということは、救急対応はできませんよというのではなくて、やるということであればカルテの共有はするべきだなと思うのです。こんな話をここでしてもしょうがないかもしれないが、西胆振地域の室蘭、登別管内では前も言ったかもしれない、スワンネットといった連携があります。これはある程度、それに参加している医療機関の中では、クリニックから何から全てそのカルテの共有というのはされていると私聞いているのです。どこに行っても、何かあったときに重複したような検査だとか薬の投与にしても、初めて見る患者ではなくて、みんなが共有した中で今までこういった経緯をたどっているのだなという情報を持ちながら医療提供されているとお話を聞いているのですけども、そういった形にはならないことなのかどうか、その確認だけです。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 今後の課題の大きな1つでもあると認識しております。国が今後、診療記録、電子カルテの標準化も今検討しておりますし、また介護、医療の連携の中でも、今スワンネットのお話も出ましたが、様々なデジタルツールを行って患者さんの情報を共有することは実際今、福祉課で包括支援センターが中心で我々医療関係者も交えている中で意見交換、協議、検討協議も行っています。これは、今やはりデジタルツールをどこまで生かすかで既存で入っている苫小牧圏域の中でもあったりしまして、白老の中でどうこれから進めていくは福祉課長の範疇もありますけども、我々病院としてもそこへきちんと情報を共有しながら患者さんの診療情報が共有できるような部分は今後の課題として捉えていますので、いずれにしても現状での患者さんの状況を押さえながら、まずは連携して取り組んでいく流れになろうかと思っております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） どういう形であろうと、今回在宅訪問診療をされることは非常に町民のニーズに

沿っていていいと思います。ただ、同僚議員から事務長が終始答弁あったのですが、町立病院もアクションプランで在宅訪問看護を積極的に進めることで、日程的なスケジュール感もあると思っているのですが、同僚議員の答弁を聞くと今の民間訪問診療に対する対応は既に固まってないみたいなのだけど、これは部長の上に経営監もいるから答弁できるかどうか分からないけど、民間がやっているのだけど町立病院としての在宅診療訪問のアクションプランでやっている計画は従来どおり積極に進める、実施する考え方でよろしいですか。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 端的に申し上げまして、アクションプランに掲げている在宅訪問診療の今後の取組の検討は今後も進めていく考えで変わりございません。

○議長（小西秀延君） 質疑等お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって民間訪問診療の開設についての協議を終了いたします。

○議長（小西秀延君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、町立病院職員の新規採用についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 本日最後の案件でございます。町立病院職員の新規採用についてでございます。今年5月7日に新しい町立病院が開院をいたしまして、今年度より本格的に病院の経営改革を進める状況で取り組んでございます。6月にはキックオフ会議、この経営改革そして職員の意識改革ということで開催をいたしまして、より取組を進める状況でございます。特にこの改革の推進に当たってはお医者さん、事務局もそうなのですが、看護局、看護師の皆さんも役割は重要だと捉えておりまして、病院運営の中で看護師さんの位置づけは非常に大事で、看護師による意識改革、病院の経営改革が必要不可欠だと私も考えているところでございます。そういった中で、今年度より西科経営監に病院の経営の部分については取組を進めていただいて、さらには看護局の意識改革も外部的な人材を登用して、根っこから改革したいなと今私は考えているところでございます。本日は、看護参事という形で配置をさせていただいて、採用の募集を進めさせていただきたいと考えているところでございます。この意図としては、看護管理の体制強化、看護師の人材育成が1番の重要課題だということで病院の経営監とタイアップをした中で改革の体制づくり、強化をしてまいりたいと考えているところでございます。病院の経営安定化も含めて、職員一丸となって努力をしてまいりたいと考えておりますので、この後については事務長から説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 私から、資料の説明を端的にさせていただきます。

今回の採用に当たっては、町長が申し上げたとおり、看護参事につきましては今の看護体制の状況を踏まえて、外部からこの管理体制の強化を加速するために看護師の人材育成等を行うことで採用の募集をかけたところであります。それから、(2) 社会福祉士、(3) 作業療法士、(4) 医療事務、職員になりますけども、この3職種につきましては記載されているとおり、退職及び病欠等の補充によるものでございまして、それぞれ個別、職種ごとに説明を行いますと個人が特定される等の影響がございますので、こういった病欠、退職による補充で説明は留めさせていただきたいと思います。採用予定日なのですが、8月1日予定でこの短期間で組む関係ございまして、もしくは8月1日以降の採用になる状況で今準備を進めております。募集方法等につきましては、記載のとおりなのですが、今回7月25日に全員協議会の説明に至りましたが、手続の都合でこの日になってしまい、また午後から面接日と重なっている状況でございますけども、手続の中で時間を要してしまいましたことで大変恐縮なのですが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小西秀延君） ただいま説明がありましたが、この件についてご意見、ご質問のある方はどうぞ。7番、森山秀晃議員。

○7番（森山秀晃君） 昨日も町民の方からの話で、新しい病院ができて、そこはよくなったのだけど、看護師さんがちょっとという話が結構どこ行っても聞くのですね。昨日の話だけではなくて、ほかのところへ行っても看護師さんの部分が町民の方々、患者さんがすごく気にしているところなので、今回の看護参事職を採用するのはすごくいい試みなのかなと私自身考えています。今日が試験日で午後から試験されるのですが、(1) から(4) 番までの4名分、全部募集が来ている状況でしょうか。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 新しい病院になりまして、看護師のちょっとという具体的ところが今、森山議員からお聞きできなかったのですが、同様な苦情などは我々のほうでも個別案件としては押さえてございまして、また改めて別な機会できちんと、そこはどういった形で患者さんが不快な思いだとか何か困っていることがあればきちんと是正をしていきたいと思います。そこは、丁寧な対応をこれからも心がけていきたいと思いますので、また改めてそういったことをきちんとお話しさせていただきたいと思います。それでは、質問のありました募集の4種職種におきましては、社会福祉士以外はエントリーいただきまして面接をやる予定でございます。なお、社会福祉士が今回エントリーされなかったことに関しましては、再度延長かけて今、最終的にはまだ決定しておりませんが、そのような方向で担当としては考えているところでございます。

○議長（小西秀延君） 7番、森山秀晃議員。

○7番（森山秀晃君） 社会福祉士の方の部分だけが応募がなかったことで、そこを延長することで引き続きお願いできればと思うのですが、(1) (3) (4) の今回募集いただいた人数、何が聞きたいのかというと、(1) (3) (4) で1名ずつしか応募が来ていなかったようなので、そこをそのまま1名の方、今日面接するからまだ結果どうなるかわからないですけど、そのまま決めてしまうのか、もしくは場合によってはほかの職種に関しても延長して再度探し続けることも可能性としてはあるのかをお伺いして終わります。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） ご指摘のとおり、応募があったから採用することではございません。面接試験でございますので、きちっとした評点を面接官の複数の中できちんと対応します。もう1つ言いますと、エントリーした方いますが、条件、資格要件等が満たしていないとことで面接まで及ばずお断りしているケースも2件ばかりございますので、そういった形できちんと厳選して行ってまいりたい考えです。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

10 番、貳又聖規議員。

○10 番（貳又聖規君） 10 番、貳又です。私からは、先ほど町長のお言葉の中で根っこから改革したいというお言葉ありました。私3年前、この議場で新病院に向けてこの議場で質問しているのですが、町が目指すべき町立病院のあるべき姿、それについていけないスタッフの方々はしっかりとその方向に導いていく人材育成なり組織改革が必要と常々言ってまいりました。その後も私は、そういうことを言ってきたつもりです。本日、町長から根っこからとお話がありましたのであえてお聞きいたしますが、今まで議場でそういった人材育成をホスピタリティ向上の部分は質問してきた中で、いやいやそれは人材育成いついつ何研修をやるのでやっていますよと答弁で留まっていました。病院の経営においては、人材育成が必要であり、そして根っこから改革したいところは今までのご答弁や取組とかなり変わってきたのかなと思うのです。その中で1点だけ確認したいのは、今まで人材育成とこれから踏み込む人材育成、これは何が違うのか、何を目標にしているのか。すなわち、町立病院の経営にしっかりと反映させる人材育成であれば、そういったこの考えについて来られない職員の方々もいらっしゃるかもしれない。そういった部分でいくと、今までの町長のご答弁だと、そうは言っても町立病院の職員を守る立場でもある答弁もあったわけです。人材育成なり、改革は必要であってもとは言っても、要は病院の職員を守るべき責務があるというお話、答弁がありました。ここ一步踏み込んだ人材育成でいくと、なかなかそれも本当に厳しい取組、覚悟は必要だと思いますが、その辺りどのように捉えておりますか。それ1点だけ確認させてください。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） まず1つに、これまでとの大きな違いというご質問があったのですけれども、今ご説明したとおり、外部の人材を登用することが1番これまでの大きな違いだと思っております。これまでも、研修を重ねてきて外部の講師の方々に来ていただいて、様々に6月から看護師そして職員向けに研修会を今のところ開かせていただいている状況です。多くの職員の皆さんが意識改革してきているのは間違いないところだと私も認識しております。議員からご指摘がありましたけれども、一步踏み込んで根っこからという話をさせていただきましたけれども、もちろん今後、もう開院していますけれども、歩むべき道は明確にしていかなければならないなと思っております、いかにこの思いをしっかりと職員の皆さん、看護師含めて皆さんに思いを伝えるかが重要なことかなあと思っております。この思いについて来られない方々ということではなくて、しっかりと今の看護師の皆さん含めて意識改革を図って良い方向に向けていけたらなと思っております。もう1点、経営の部分にも議員からご指摘がありました。外部の講師のお話を聞かさしていただくとなるほどなと思ったのですけれども、入院患者さんはお医者さんが診ていくのはもちろんなのですけれども、多くの看護師さんが要するに入院患者さんを診ていくことが大きな部分かなと思っております。そういった部分に関しても看護師職員の皆さんにしっかりと患者さんに寄り添う気持ちは重要

なことだなあと考えておりますので、この辺も含めてしっかりと改革を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小西秀延君） 10 番、貳又聖規議員。

○10 番（貳又聖規君） 最後です。私が思う外部のスペシャリスト、そういう方が来ていただける。この方々が、仮に現状のスタッフいろいろ難しいところあります。これではなかなか経営にもつながらないという厳しいご意見があったときに、いやいやそうは言っても職員の皆さんを守らなければならないのですということであれば、いつまでも本当に経営改善されるのか。たればの話をして申し訳ないのですが、町立病院は誰のためにあるのかと考えたときに主語は町民です。外部からスペシャリスト呼ぶわけです。その中で、スペシャリストから見てこれは厳しいとなったときに、しっかり受け止めて、そこに鉈を振ると覚悟があるのかどうかをお聞きしたいのです。これは、外部からスペシャリストを呼んでいろんな人材育成やっています。その先にあるのは何なのか。そこは、大事だと思いますので、今この全員協議会の場合ですから言える部分と言えない部分あると思うのですが、その辺りの覚悟、思いだけ確認させてください。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 議員から事例を挙げてお話をいただきましたけれども、決して外部の講師来ていただいて、これでは難しいよという答えになるとは思っていない。今一生懸命、看護スタッフやっていたいでいます。ただ、もしかすると来ていただいてそういった判断がある可能性もないと言えませんので、そういった部分で今後外部の方々に来ていただいて、外の目から見ていただいて現状どうなのか、これは看護スタッフだけではなくて、もちろん経営監にも来ていただいて町立病院の経営の部分も広く見ていただいておりますので、この面も含めてどうあるべきかは私は病院の開設者として、院長と共にしっかりとどうあるべき姿を考えていきたいなと思っております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

2 番、田上治彦議員。

○2 番（田上治彦君） 2 番、田上です。募集職種の資料です。かかる人件費、見込み、数字、内訳、積算とか記載した 1 番から 4 番までの資料をいただきたいです。これから 9 月会議もありますので、決算審査のためにも必要となると思いますので、できる限りでいいですけど欲しいです。もう一点、看護参事職は現在いる看護師長の立場の上なのか下なのか、参事職への兼ね合い、それはどうなっているのか伺います。

○議長（小西秀延君） 田上議員、今日協議会の場合なんですけど、資料請求は別にありますので、それは別段きちんと書類等で上げていただくようにお願いします。

西科病院経営監。

○病院経営監（西科 純君） 今ご質問あったのですが、今回募集する看護参事職については課長職になります。総看護師長は課長職でありますので同格ですが、これを看護参事職という職名になっていますけども事務局内におきます。ご質問の趣旨、大体想像できるわけですが、今回看護管理の中で重要な部分として、貳又議員のお話からもあったのですが、まずは医療職として看護師としてのスキルアップを図らなければいけないのです。どこの病院に行っても看護師は共通なので、看護師が当院に行かずとも看護のスキルを本当は上げてこなければいけないのです。よくお聞きになったことがあると思うのですが、いわゆる看護実践能力のクリニカルラダーというものなのです。これが実践されてないのです。今の看護局の

職員でこのクリニカルラダーを使って、看護師としての評価を段階的にやっていくことを持っている能力、技術、資料なかなかこれはできないだろうと。病院としては改革を急速に進めたいこともあるのであれば、クリニカルラダーを導入して新人はあまりいませんけど、新人レベルとかリーダーシップを果たせるところとか高度な医療あるいは看護の質の向上とか後進の育成とか、こういったレベルを果たせるようになっていかないと看護師としては段階的に成長できないのでこれを入れます。それから2つ目に、大塩町長からもありましたけれども、もう1つはキャリアラダーというのがあって、一般的にはもう1つの言い方はマネジメントラダーがあります。これも日本の看護協会のもので定番で出ているのですが、これは組織管理能力と質の管理能力、人材育成能力、危機管理能力、政策立案能力、創造する能力とかを段階的に成長を見ていくものがありますので、これをやられている経験のある看護師、看護の管理に合った方を事務局の中に導入すると意味が重いのなのですが、これを看護局の中に配置すると総看護師長との間がどうなのですかとなると思うのです。ですからここは、町長とも副町長ともご相談し、総務部長とも相談した中で、このような配置で募集をかけさせていただいたことになります。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 1番、水口です。今回、町立病院職員の新規採用という項目ですので、そこにだけ聞きたいのですが、経営改革進めるうえで看護参事職、ぜひ採用して経営改革に1日でも早く病院の経営改革をやって、一般会計の繰り出しを基準内で収める病院改革にしていきたいと思います思いを持ってお聞きするのですが、西科経営監から看護師の人材育成とか体制強化について分かったのですが、ここに書いてある経営監とのタイアップ、ここなのです。経営改革はどのように西科経営監は考えているかをまず1点お聞きします。もう1点、今回の採用をホームページを見ると4人ぐらいいるのですが、これはよく転職エージェント、そちらにお金を払うことは多分ないと思うのですが、ないのかが2点目。3点目、今回参事ですから先ほど課長職というお話あったのですが、前回6月議会でも機構改革がありました。機構改革、部長制を敷く中で、課長職になるわけです。ホームページを見ると約44万円、書いているのが正しいかどうか分かりませんがホームページは44万円、特定任期付給料表となっていますが44万円だとして、年間で言えば手当を含めて約700万円ぐらいです。これぐらいのお金が新たに課長職としてプラスになる。これはいい悪い別としてかかる費用が安定して経営がよくなれば必要最低限の効果になると僕は思っているのです。6月議会のときに、もうこの発想はなかったのか。できればそのときに説明いただければ、今回この説明しなくても終わったのではないかなと思うのですが、その時はなかったのでしょうかを聞きます。もう1点、看護師さんの資格を持った方が来ることで、今現在の町立病院の看護師の数です。それは充足されてなくて看護師を1人、看護局ではなくて事務局に置いて何か基準を満たすことがあるかないか、その点をお聞きします。

○議長（小西秀延君） 西科病院経営監。

○病院経営監（西科 純君） 1点目のタイアップの話だけ私がさせていただきますが、私も病院の看護師だけはなかなか指導が及ばないのです。先ほど言った、看護師としての資質は看護の資格を持っているか持っていないかでかなり違うのでそこはできない。ただし、経営に関して言えば、今看護管理者を中心にして、経営に参画することを前提として今やっていますので、この辺については人事制度、評価制度と合わせ

で行うことができるだろうと。ただし看護師については、どこの病院についても最大の人数を持っていて、ここは専門のプロの力も借りるのですけれども、そうした経験を持ちの方に委ねるしかありません。ここについては、確かに私経営監も来て、さらに看護参事まで雇用するのかに関しては、そんな人件費をかけるメリットと成果を出せるのかだと思いますけれども、私の及ばないところについて私の考えを持って看護については就任した当時からすぐにクリニカルリーダーなりマネジメントリーダーといった看護独自の教育制度、評価制度を取り入れることについては提案をしておりました。最後の質問にもかぶるかもしれませんが、この時期になってしまったことについては大変おっしゃるとおりだと思いますけれども、ここについては6月の議会には間に合いませんでしたが、その直後7月のうちにこのような早い展開をもって全員協議会でも説明させていただいてご理解いただく運びになったので、ここはご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 採用におけるエージェントからの照会はあるのかないかですけれども、今回募集行って、本日面接を行う部分につきましてはございません。仮に、今後の充足できない場合の対応としてエージェントがあればですけれども、人材の取扱いとしては極力費用負担を考えますと避けていきたい前提がございます。状況に応じてこの場はそのレベルで留めさせていただきたいのですけれども、今回についてはエージェントの紹介についてはございませんのでご理解いただきたいと思います。6月会議の話は、経営監から今お話ししたとおりなのですが、実際経営監が理事者と4月以降協議を重ねてきたのは実態としてございます。ただ、経営監と繰り返しになりますけれども、6月の段階までにはなかなかご説明に至るまで十分な肉づけができなかったということで、繰り返しですけれどもご容赦いただきたいと思います。看護師の充足度でございますけれども、新病院の体制5月7日開院するまでの間で、特に介護医療院の採用を見込んでましたので、現在看護師の中で欠員ということは生じてございません。あくまでこの看護参事は固有の取扱いとして今回採用に至っていることで対応させていただいております。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって、町立病院職員の新規採用についての協議を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 0時08分）